

令和3年第8回高鍋町教育委員会定例会議事録

1. 日 時 令和3年8月5日(木) 午前9時55分～午前10時30分
2. 会 場 高鍋町教育委員会小会議室
3. 出席委員 島埜内 遵教育長、黒木 知文教育長職務代理者、四角目 久美子委員、小泉 桂一委員
4. 欠席委員 岩崎 晃子委員
5. 参 与 横山教育総務課長、池澤教育対策監、山下社会教育課長
6. 議 事

(開会 午前9時55分)

島埜内教育長 おはようございます。只今から令和3年第8回高鍋町教育委員会定例会を開会いたします。議事日程についてお諮りいたします。お手元に配付のとおり、議事を進めてよろしいでしょうか。

委 員 はい。

島埜内教育長 それでは日程第1 「議事録署名委員の指名」を行います。議事録署名委員は、申し合わせにより黒木 知文委員を指名します。よろしくお願ひします。

黒木委員 はい。

島埜内教育長 日程第2 会期の決定です。お手元に配付のとおり、本日、8月5日の1日間とすることにご異議ございませんか。

委 員 はい。

島埜内教育長 それでは会期は本日8月5日の1日間とすることに決定いたしました。

日程第3「前回の議事録の承認について」を議題といたします。議事録については、前回定例会分と臨時会分の原案を配付いたしておりますが、議事録に記載した内容について、ご異議ございませんでしょうか。

黒木委員 臨時会の議事録の最初のページですが、発言者の記載が漏れている部分がありましたので修正をお願いします。

島埜内教育長 大変申し訳ございませんでした。ご指摘いただきましたとおり修正させていただきます。ほかに何かございませんでしょうか。

それでは今ご指摘があった部分については修正し、その他の部分については原案どおり承認することで決定させていただきます。

日程第4「教育長の報告について」を議題とします。お手元に配付している「令和3年7月教育長執務」に基づき報告いたします。前回の定例会が7月8日でしたので、それ以降のことについて報告させていただきます。

9日に高鍋自然愛好会の坂田会長がお見えになりました。タカナベカイドウの植え付けを西小学校の1年生が取り組んでいるのですが、今度から東小学校の3年生でも行うことになったということでした。

同じく9日に行われた図書館協議会は、今度行う改修工事のことについての協議でありました。

11日は、高鍋クリーン活動が行われまして、蚊口浜の清掃作業には約1,000名の方が参加していただいたと伺っております。また、同時刻に秋月墓地の清掃も行っております。こちらは役場職員中心に行いました。

12日は、宮崎県防衛協会高鍋支部の総会に出席いたしました。新田原基地司令の講

島埜内教育長 話もございまして、日本を取り巻く周辺諸国の領空侵犯に伴うスクランブル対応が非常に多くなっているというようなお話でありました。

13日は、県の高校教育課がお見えになりました。内容は、高校入試の推薦入試の改革についてでありました。今度からは学校推薦は廃止され、個人推薦となり、スポーツ推薦の在り方についても見直されるそうです。

14日は、第5回の小・中学校長会を行っております。

15日は、宮崎県市町村教育委員会連合会の講演がオンラインで行われました。宮崎看護大学名誉教授の花野先生から、子どもの虐待の現状と対策についてのお話がありました。

16日は、西都市で行われた第2回教科用図書採択地区協議会に出席しております。

17日は、美術館で行われた金澤翔子さんの揮毫、翔子さんのお母様の講演会に参加して参りました。定員を100名としておりましたが、申込が殺到し、あっという間に定員に達しました。非常に意義のあるお話を聞かせていただきました。

18日は、さわやかソフトバレーボール大会が行われております。申込数は、7チームだったのですが、8チームの方が運営しやすいので、社会教育課の職員を中心にチームを作って参加しました。以前と比べると参加者が減少しているように感じたところでございます。

21日は、高鍋海水浴場の海開きに参加いたしました。昨年は、コロナの影響で海水浴場は閉鎖しておりましたので、2年ぶりの開設となっております。

それから22日と23日で商工会館への事務所引越し作業を行っております。

26日は、夏休み子ども教室、習字であります。指導をしていただく永田先生にお会いして挨拶させていただきました。今回は、20名強の子どもたちから申し込みがありました。

27日は、美術館の「ギフト展」のポスター等デザイン印刷製本プロポーザル審査委員会が行われております。

28日は、第2回臨時教育委員会を開催しております。議案は、教科用図書採択についてでありました。

29日は、教科・領域別部会の第3回目となります。研究推進委員会が行われております。

30日は、定例化してきました各校PTA会長さんたちとの情報交換会を開催しております。中学校3年生の合同学習会、新型コロナウイルス感染症対策、コグトレ、校則などについての情報交換をさせていただきました。

以上が7月の執務報告ですが、何かご意見、ご質問等はございませんでしょうか。ないようでしたらこれで執務の報告を終わります。なお、8月の主な行事につきましては、お手元に配付の「令和3年8月 教育長執務予定」にてご確認ください。以上で報告を終わります。

それでは続いて、日程第5 議案第34号「令和2年度高鍋町教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

教育総務課長 はい。それでは、提案理由を説明させていただきます。

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条第1項の規定により、教育委

教育総務課長

員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならないとされております。また、点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し、学識経験を有する者の知見の活用を図ることとされておりますので、前回に引き続き、藤崎義昭様に教育委員会評価等委員をお願いしているところでございます。

去る7月9日木曜日に、藤崎委員に対し、自己評価等の資料を説明の上お渡しし、第三者の視点から点検・評価をしていただきました。その結果につきまして、7月29日木曜日に、藤崎委員からご報告をいただきましたので、報告書を作成し、委員の皆様の承認を求めるものでございます。

まず、報告書の中の自己点検・評価シートでございますが、A B C Dの4段階で自己評価を行っております。評価がAでない項目について少し説明させていただきます。

1ページの(2)「教育委員会の会議の公開等に関すること」については、会議の傍聴者がいなかったことを理由に例年同様B評価としております。

(5)教育委員の自己研鑽の項目ですが、研修会への参加状況という小項目を掲げておりますが、コロナの影響でほとんどの研修会が中止となってしまったという外部的要因によりD評価とさせていただきます。

次の2ページでございます(1)教育行政の運営に関する基本方針を定めることの中の②学校・家庭・地域が連携した健全な青少年育成の推進という項目は、C評価とさせていただきます。この部分は「コミュニティスクール」についても触れてはいるのですが、コロナの影響で人を集めることができず、ほとんど活動できておりませんのでこの評価とさせていただきます。ただ、今年度に入り、社会教育課と連携して、在り方検討会を設置し、コロナ禍でも活動を持続していけるような組織に見直そうとしているところでございます。

3ページの③米沢市・高鍋町青少年少女交流事業、④小・中学校音楽祭についてもD評価としておりますが、これらもコロナの関係で事業を実施できなかったことによることでこの評価としております。

4ページの社会教育関係についてでございますが、①成人教育・青少年育成事業、④高鍋湿原の保護・活用、⑤各種スポーツ大会についてはコロナの影響を考慮してB評価としております。③県・町指定文化財の保護・活用につきましては、活用という面でB評価になっているのかなと考えておりますが、社会教育課長からコメントがあればお願いします。

社会教育課長

県・指定文化財の保護につきましては、当初の計画に沿って修繕・環境整備を行うことができました。教育総務課長からもありましたが、コロナの影響で十分な活用ができなかったためB評価とさせていただきます。

教育総務課長

全体的には、概ね例年どおりの評価となっておりますが、やはり新型コロナウイルス感染症の影響が各所に現れているところでございます。

次に、藤崎委員からいただいた意見書についてでございますが、全体的には、概ね問題のない程度の評価をいただいているところでございます。項目ごとにポイントを絞って説明させていただきます。

まず、1項目目でございますが、「新型コロナウイルス感染症」の影響を大きく受ける中であっても教育委員会の会議がしっかり行われ、教育委員相互の活発な意見交換や質の高い協議によって共通理解が図られ、熱心に課題解決に取り組んでいることが

教育総務課長 公表された資料から分かるとの評価をいただいております。

次に2項目目です。主に教育委員会と学校との関りについて言及されています。学校訪問が重点的、計画的に実施されていること、各学校に明確な問題意識や目的意識を持たせながら具体的な指導助言が行われていることなどを通して、授業力改善等に努めていること等が記載されております。

3項目目は、ALTが有効に活用されていること、教育研究所を中心とした活動によって教育現場の課題解決や町内の教員の資質向上につながっていることなどが評価されております。今後とも、教育長を含めた高鍋町の教育職リーダーの積極的活用と研究体制の充実によって、「町全体が一体となった授業力向上の取組」がさらに充実し、高鍋町立学校の力強い実践が進展するように期待するというお言葉もいただいております。

4項目目は、様々な行事が新型コロナウイルス感染症の影響で中止や規模縮小を余儀なくされたことについて述べられております。簡単に中止とするのではなく、様々な制約がある中で、現状で実行できる内容について熟慮・工夫して取り組まれたことについて高い評価をいただいております。ソフト面については制約と意識改革を迫られた厳しい年ではあったが、ハード面での制約は最小限で、むしろ充実が図られ、町内の施設の整備・充実の取組が計画的に進められたのではないかと評価をいただいております。

5項目目は生徒指導、特別支援関係についてです。SSW配置によって不登校児童生徒の対応に成果がみられたことに対する評価と、昨年同様、特別支援教育の充実のために役場関係各課など関係機関との連携を強めてほしいとのご意見をいただいております。

6項目目は、文化財等の保護や活用、体育施設の整備・充実、図書館、歴史総合資料館、美術館を活用した教育普及活動について述べられています。こちらについてもコロナ禍で企画が縮小され、参加者数が減少しているが、コロナ禍でも継続してやるべきことと立ち止まって熟慮の上工夫して実施することが関係者間で審議されて、大切な流れが途絶えることなく明確になっているとの評価をいただいております。

それから、「高鍋神楽」の国の文化財指定に向けた取組について、記録作成調査委員会を東児湯5町で組織し、令和3年度以降の調査体制及び調査方針が確立したこと、また、新たに「旧鈴木馬左也別邸主屋」等3件が国登録有形文化財として登録され、保存が図られたことなどについて、大いに前進したとの評価をいただいております。

最後の7項目目は、まとめでありまして、オリンピックに臨むあるアスリートのことばを引用されて、最重要課題であった新型コロナウイルス感染症に伴う様々な課題を解決するために行った取組は、とても有意義な経験だと思うので、この経験を今後の業務推進のための大きなヒントとしてほしいとのご提言をいただいております。

今回いただきましたこれらの貴重なご意見につきましては、教育委員の皆様からのご意見と併せまして、今後の教育委員会の事務事業の推進にしっかり反映して参りたいと考えているところでございます。

以上で本案についての説明を終わらせていただきます。

島埜内教育長  
黒木委員

只今の説明に対しまして、何かご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。社会教育課関係ですが、県・町指定文化財の保護・活用というところは、かなり頑張っているように感じておりますので、コロナの影響を考慮し

- 黒木委員 たとしてもA評価でいいのではないかと考えております。今回の評価を見直せということではありませんが、次回からは、もっと高い評価をしてほしいなと思いました。
- 島埜内教育長 ありがとうございます。ほかにございませんでしょうか。ご質疑等なければ承認に入りたいと思います。それでは、議案第34号「令和2年度高鍋町教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価について」は、原案どおり承認することについてご異議ございませんでしょうか。
- 委員 異議なし。
- 島埜内教育長 それではご異議なしと認めます。原案どおり承認することに決定いたしました。
- 続いて、日程第6 議案第35号「高鍋町教職員住宅管理規則の一部改正について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。
- 教育総務課長 はい。それでは説明させていただきます。議案2枚目が提案理由となっておりますが、東小学校教頭用住宅の入居者が、令和2年度末をもって退去したことを受け、この教頭住宅を行政財産から普通財産に変更し、財政経営課に引き継ぐため、高鍋町教職員住宅管理規則の一部を改正するものでございます。
- 下の四角囲みにありますとおり、昨年10月の定例会において、この規則の一部改正についてご承認いただいております。このときには、8棟中5棟について教職員住宅としての用途を廃止し、普通財産として財政経営課へ引継ぐということを説明させていただいております。
- また、普通財産とした教職員住宅につきましては、議会でもいろいろと活用方法についてご意見をいただいておりますが、町財政経営課としましては、全て不動産鑑定を行った後に公売する見込みであるということだそうです。
- なお、これで、残る教職員住宅は、東小校長住宅と西中教頭住宅の2棟だけということになっております。
- 以上本案についてご審議を賜りますようお願いいたします。
- 島埜内教育長 只今の説明に対しまして、何かご質疑等ございませんでしょうか。ご質疑等なければ承認に入りたいと思います。この件に関しましては、承認ということでよろしいでしょうか。
- 委員 はい。
- 島埜内教育長 それでは、議案第35号「高鍋町教職員住宅管理規則の一部改正について」は、原案どおり承認することについてご異議ございませんでしょうか。
- 委員 異議なし。
- 島埜内教育長 それではご異議なしと認めます。原案どおり承認することに決定いたしました。
- 次に、日程第7「通学区域外就学に関する専決処分について」及び日程第8「区域外就学に関する専決処分について」の2つの報告を一括議題といたします。事務局からの報告を求めます。
- 教育総務課長 (資料に基づき報告)
- 島埜内教育長 次の議案は秘密会といたしますので、先に次回定例教育委員会の日程等、当面の行事予定について確認をいたします。
- 教育総務課長 (当面の行事予定説明)
- 島埜内教育長 只今の説明につきまして、質疑はございませんか。
- 委員 なし。
- 島埜内教育長 それでは、次回定例会の日程につきましては9月2日に開催するというところでよろ

島埜内教育長 しいでしょうか。  
委 員 はい。  
島埜内教育長 ご異議なしということで、次回定例会の日程は9月2日に決定いたしました。  
(社会教育課長退室、守部係長入室)  
島埜内教育長 日程第9 議案第36号「準要保護児童生徒の認定について」を議題といたします。  
※秘密会  
島埜内教育長 以上で、本定例会に付議された案件は全て終了いたしました。これを以て閉会いたします。ありがとうございました。

上記は、高鍋町教育委員会のでん末に相違ないことを証明する。

令和 3 年 9 月 2 日

高鍋町教育委員会 教育長

島埜内 遵

高鍋町教育委員会 教育委員

黒木 知文